

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 11 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

- 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - 名 称 国立研究開発法人産業技術総合研究所
 - 住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号
- 水路測量を実施する区域及び期間
 - 区 域 別添付図のとおり
 - 期 間 令和 6 年 7 月 30 日～8 月 5 日
- 水路測量の実施方法
GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深、浅層地層探査、採泥
- 航行船舶に対する安全措置
 - 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚
 - 第十管区水路通報

付図



No	緯度			経度		
1	29 °	34 ′	47 ″	129 °	37 ′	12 ″
2	29 °	34 ′	47 ″	129 °	46 ′	48 ″
3	29 °	41 ′	24 ″	129 °	46 ′	48 ″
4	29 °	41 ′	24 ″	129 °	39 ′	00 ″

※陸域は除く

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan